

第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進

様々な生物種がそれぞれの環境に応じ、いろいろな関係を持ちながら生存して多様な生態系を形成している状況を「生物多様性」と呼びます。

私たち人間も含めた様々な生物は互いにつながり合って生きており、生物多様性の保全は、私たちの暮らしと切り離すことのできない非常に重要な課題です。

1 生物多様性の保全

現況

生物の多様性を保全するためには、様々な生物種が生息・生育する自然環境の多様さ、すなわち生態系の多様さを保全する必要があります。

保全すべき優れた自然環境については、熊本県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域等 20 地域を指定し、保全に必要な行為規制等を行っています。

保護が必要な希少種については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、県の指定希少野生動植物としてオオルリシジミやサクラソウなど 47 種（植物 35 種、動物 12 種）、生息地等保護区として 15 箇所を指定し、保護に取り組んでいます。

外来生物については、移入・放出の予防、早期発見・早期対応、定着した外来生物による在来種への影響緩和、農林水産業等への被害防止に向けた取組を支援するため、県民等への普及啓発や情報提供を行っています。県内には、外来生物法により特定外来生物に指定されている 105 種のうち、オオクチバスやボタンウキクサなど 19 種類の生息や生育が確認されています。

課題

野生動植物の生息・生育環境及び個体数などの変化に関する継続的な調査を行い、その結果を反映した保護対策を実施する必要があります。また、希少野生動植物の盗掘等が絶えない状況にあり、その対策も必要です。

外来生物については、侵入の防止と侵入初期段階での対応が重要です。また、外来生物の侵入がもたらす問題について県民への普及啓発を行い、外来生物被害予防三原則の「入れない、捨てない、拡げない」を徹底することも必要です。



オオルリシジミ（絶滅危惧Ⅱ類）



サクラソウ（絶滅危惧Ⅱ類）

取 組

(1) 自然環境の保全対策

阿蘇市波野のスズランの群生地自然環境保全地域では、阿蘇市と協同で草刈を実施しています。また、水俣市の無田湿原自然環境保全地域では、乾燥による陸地化の対策として部分的な掘り下げを実施しました。

(2) 希少野生動植物の保護

県民に対して適正な自然利用等について指導を行うボランティアとして、H23 に 91 名の自然ふれあい指導員を認定し、県内各地での普及啓発を行っています。特に希少種が多い阿蘇地域においては、警察等と連携して盗掘等防止のパトロール活動を実施しています。

植物や哺乳類等の各分野の専門家で構成する希少野生動植物検討委員会による調査活動（H24 年は 263 回）を継続して行い、指定種の追加・見直しや保護区等における保護対策を検討しました。

生息地等保護区内での希少種の生息生育に必要な保護活動として、サクラソウやマツモトセンノウなどの湿地性植物の生育の阻害となるヨシやオギの除去や、モートンイトトンボの生息の阻害となるヨシの除去などを実施しました。

(3) 外来生物対策

宇土半島のクリハラリスについては、「宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会」を設置（H22.5）し、県、宇土市、宇城市、九州地方環境事務所、森林総研九州支所等関係機関と情報交換や協議を行い、捕獲対策を実施しています。

アライグマについては、九州では福岡県や佐賀県等で生息が確認され、農業被害も発生しています。本県でも、御船町等で写真撮影され、生息が確認されているため、関係市町村と連携し捕獲と合わせた生息調査を実施し、早期発見に努めています。

2 生物多様性の恵みの持続的な利用

現 況

私たちの生命や暮らしは、生物資源に深く依存して成り立っています。そのため、私たちが便利な暮らしを追求する限り、自然環境への負の影響は避けられないことといえるかもしれません。

しかし、無制限に利用しているばかりでは、いずれ生物多様性は衰え、結局それに依存している私たち人間の生存も脅かされることになると考えられます。

このことを踏まえて、希少野生動植物の生息生育地などは保護する一方で、里山などの人間生活に身近な自然については、生物資源の再生産が持続可能となる方法によって利用を行うことが重要です。農林水産業や企業活動などをはじめとした全ての分野において、生物多様性に配慮した手法で持続可能な利用を行うことで、将来にわたって生物多様性からの恵みを分かちあう社会を目指すことが重要です。

県では、開発事業等については、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例により、一定以上の規模の事業について環境アセスメントを義務づけており、この中には動植物の調査、生息生育環境への配慮も含まれています。また、法や条例の対象外であっても一定規模以上の県の公共事業においては、率先行動として環境配慮システムを導入しています。

適切な農業生産活動は、生物多様性保全や良好な景観の形成などにとって重要な役割を担っていることから、農業の持つ自然循環機能を活かし環境に配慮した農業である「くまもとグリーン農業」を推進しています。

森林で生息生育する生物の多様性を含めた、森林の多面的機能を維持・増進するため、

森林の機能に応じた適切な森林整備を計画的に実施するとともに保安林の指定を行っています。

生物多様性が豊かで生産性の高い漁場環境の確保のために藻場・干潟の保全は重要な課題の一つです。これらを含む沿岸水域は、魚類をはじめとする多種多様な生物の生息生育や産卵の場となっているほか、水質が浄化されるなど、生物多様性の保全に大きく貢献しており、その機能の維持や再生を推進しています。

課 題

事業実施段階では既に事業の基本的な枠組みが決まっており、生物多様性への配慮措置についての検討の幅が限られてしまうため、事業のより早期の段階から幅広く検討できる制度を導入することが必要となっています。また、条例の対象基準に満たない規模の事業に対する県の取組と同様、市町村の行う公共事業についても、自主的な配慮を推進する必要があります。

農薬や肥料の不適切な使用は、里地里山・田園地域の自然環境へ悪影響を及ぼすことが懸念されることから、農薬や肥料の適正使用はもとより、生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進することが必要です。

長引く木材価格の低迷による林業採算性の悪化等により、適切に管理されない人工林が顕在化しており、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、森林を適切に維持管理していく必要があります。

沿岸開発や埋め立てなどにより藻場・干潟が大幅に減少しています。赤潮による被害を防止し、持続的な漁業生産を実現するためにも、藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図ることが必要です。

取 組

事業のより早期の段階である計画的段階等から環境配慮を行うため、戦略的環境アセスメント（※）の制度化を推進します。また、公共事業については、県の自主的な配慮を更に推進するとともに、環境配慮システムに関する研修会の開催その他の施策により、市町村の事業においても自主的な環境配慮制度の導入を支援します。

農業の持つ自然循環機能を生かし、環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」として、関係機関や消費者等と連携しながら総合的に展開します。併せて、環境にやさしい病虫害防除や土づくりの普及等により、化学農薬と化学肥料の使用量を一層削減します。

地域森林計画等において、森林施業の基準を示すとともに希少な野生動植物の保護や保護樹帯の設置など生物多様性の保全に関する配慮事項を示すことを検討します。

山・川・海にわたる様々な分野での施策を「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」等に基づき、総合的、計画的に推進します。

（※）戦略的環境アセスメント

開発事業の計画策定後に実施する現行の環境アセスメント制度を補完するものとして、個別の事業に枠組みを与える上位計画や熊本県の政策の段階において、環境への影響を把握・評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保する仕組みです。

3 生物多様性を支える基盤づくり

現 況

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する様々な取組を推進するためには、生物多様性の重要性が県民に広く浸透・定着する必要があります。このため、絶滅危惧種に対する県民の理解を深めるために、絶滅のおそれのある種を把握し、「熊本県の保護上重要な野生動植物（レッドデータブック）」を作成し公表しています。

生物多様性を身近に知ってもらうためには、自然とふれあう体験活動や専門機関による研修が効果的であるため、熊本県環境センターやビジターセンター等によって、ふれあいの場を提供しています。

阿蘇地域においては、警察、ボランティアの自然ふれあい指導員、環境保護団体との連携による希少植物の盗掘防止パトロール活動の実施などの取組が行われています。

また、近年、宇土半島で急速な繁殖拡大が見られるクリハラリスの問題では、その効果的な対策について関係機関や地域住民など、様々な主体と協働で取り組んでいます。

課題

生物多様性くまもと戦略の策定に伴い、生物多様性の重要性について広く県民に呼びかけ、また、啓発活動を行うことにより、生物多様性についての知識の普及を図る必要があります。

熊本県環境センター及びビジターセンター等が行う自然体験型の環境学習などにより、地域の優れた自然とふれあう機会を提供するとともに、これらの活動を通じて生物多様性を含めた自然環境の大切さを理解してもらうことが必要です。

県民、NPO、事業者、行政、教育機関や研究機関など様々な主体が連携して、保全活動、環境学習、体験活動、ボランティア活動などを行うことにより、社会全体のつながりで自然との共生を守り育て、地域に密着した取組として普及させることが必要です。

特に、将来を担う子どもたちに生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を培うよう、自然体験活動などの環境教育を推進する必要があります。

取組

野生動植物をとりまく環境は変化していくものであり、レッドデータブック等の改訂を見据えながら、計画的に生息生育状況調査を継続し、絶滅のおそれのある種について引き続き把握に努めるとともに、県民への周知を図ります。

自然環境保全活動に携わる指導者や環境教育を担当する教育関係者をはじめとして、広く県民に本県の自然環境に関する基礎的知識や生物多様性の重要性について学ぶことができる学習会を開催します。その他にも、「生物多様性」という言葉とその概念が広く浸透するよう様々な機会を捉えて普及啓発に努めます。

熊本県環境センターにおける環境教育や体験学習などの取組や、天草及び富岡ビジターセンターにおける自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会などの充実を図ります。

各地域の自然ふれあい指導員やボランティアとの連携をこれまで以上に密にして、希少野生動植物の保護や自然環境保全地域・県立自然公園等の適正利用について、県民に呼びかけます。